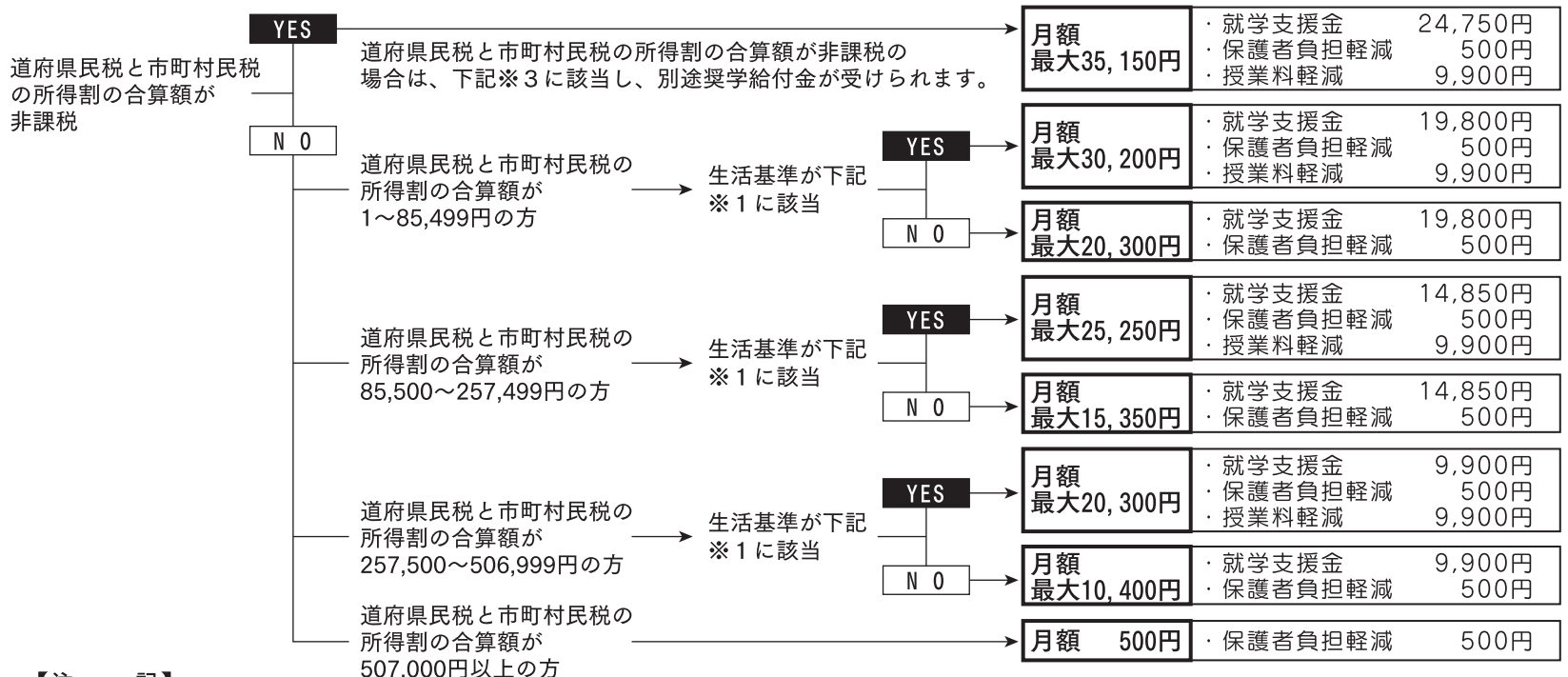


# 福岡県の私立高校の授業料等に対する支援制度について

福岡県内の私立高等学校（全日制）に通う生徒には、授業料の軽減等について、国と福岡県から次のような支援（返済不要）があります。また、これらの制度は同時に受けることができます。なお、手続は入学後に高校で行います。

支援の内容	支援の対象者	支援の対象となる納付金	支援の金額（上限）
1 就学支援金（国）	保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の合算額が右記の世帯	授業料	257,500円～506,999円 月額 9,900円
	85,500円～257,499円 月額 14,850円		
	1円～85,499円 月額 19,800円		
	0円（非課税） 月額 24,750円		
2 保護者負担軽減（福岡県）	全員	授業料および教育充実費等（教育充実費等については下段注記※2をご参照ください）	月額 500円
3 授業料軽減（福岡県）	生活基準が要件※1に該当する世帯（要件※1については、下段注記※1をご参照ください）	授業料および教育充実費等（教育充実費等については下段注記※2をご参照ください）	月額 9,900円（高校により異なります）
4 奨学給付金（福岡県）	保護者等が福岡県内に住所を有する、生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯（下段注記※3をご参照ください）	授業料以外の教育費	年額 52,600円～138,000円（世帯状況により異なります）

## 支援額（返済不要）の算定



【注 記】

〈※1：生活基準要件〉  
 ●生活保護世帯 ●所得税非課税世帯  
 ●道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯  
 ●国民年金保険料免除世帯 ●児童扶養手当受給世帯（一定の支給額以上）  
 ●就学援助受給世帯 ●家計急変世帯など

〈※2：教育充実費等〉  
 ●教育充実費 ●施設設備費 ●実験実習費等の学則記載の月額納付金

〈※3：奨学給付金〉 2019(令和元)年7月1日時点で、保護者等が福岡県内に住所を有し、以下の世帯に該当する場合  
 ●生活保護（生業扶助）受給世帯…52,600円（年額） ●道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯…98,500円（年額）  
 ●道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯で、複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の高校生又は、高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生…138,000円（年額）  
 ※保護者等が福岡県外に住所を有する場合は、住所を有する都道府県への申請が必要です。

このことに関するお問い合わせ先  
 ①受験もしくは進学する私立高校が決まっている場合  
 受験もしくは進学する私立高校の事務室まで直接お問い合わせください。  
 ②受験する私立高校が決まっていない場合  
 福岡県人づくり・県民生活部  
 私学振興・青少年育成局私学振興課 TEL 092-643-3139  
 福岡県私学協会 TEL 092-713-7281